

ひとり親家庭等高校生等通学費助成金 申請時の注意点について

ひとり親家庭等高校生等通学費助成金の申請について、よくある申請不備の内容をまとめました。御申請いただく際は御注意くださいますようお願いいたします。

1 申請書類提出期限

御購入された定期券の有効期間開始日から1年後の月末に**家庭支援担当必着**となります。
(例：令和6年4月1日からの定期券の場合は、令和7年4月30日 家庭支援担当必着)

2 申請書の書き方について

- ・児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成の両方の受給資格をお持ちの方は、**児童扶養手当の証書番号**を御記入ください。
- ・バス利用の場合、実際に乗車する停留所と降車する停留所を記入してください。
- ・6か月未満の通学定期券を申請する場合、その理由についてチェックしてください。

3 添付書類「定期券のコピー」について

- ・領収書ではなく、原則として**定期券のコピー**を添付してください。バスのIC定期券の場合は**IC定期券内容控えのコピー**を添付してください。領収書ではお子様の通学定期券であることや定期券の有効期間が判断できないため、認定出来ないことがあります。
- ・**申請をしていない定期券は、必ず更新前に定期券のコピーを取ってください。**
前期間の定期券の申請にあたり、定期券更新により券面が上書きされて前期間の定期券のコピーが取れない場合、認定出来ないことがあります。

4 添付書類「生徒証の写し」について

- ・顔写真が付いている**身分証明書となる部分のコピー**を添付してください。
- ・通学経路、定期券発行履歴（駅で記入した部分）があれば一緒にコピーを添付してください。

5 ひとり親家庭等医療費助成制度のみ対象の方

初回のみ振込口座指定届を御提出ください。以後、口座変更の届出がない限り、初回申請時に御指定いただいた口座にお振込みします。

6 申請書の配布について

- ・市ホームページからダウンロードもしくは区役所児童家庭課（支所 児童家庭サービス担当）で配布しています。
- ・WEBでのオンライン申請が可能になりました。市ホームページからご利用いただけます。

適正な支給のため、御協力をお願いいたします。

制度について、ご質問等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当

電話：044-200-2674

FAX：044-200-3638